

協議の場の公表

6浪農水第343号
令和6年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田栄光

市町村名 (市町村コード)	浪江町 (7547)	
地域名 (地域内農業集落名)	請戸地区 (請戸、中浜、両竹)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・津波被災地域で現在、震災前の農業者(約150人)は避難しており、いまだ帰還した農業者は少ない状況にある。津波被害により荒廃した農地は圃場整備により農地の再生を計画している。また、一部農地を除染残土等の一時保管場所として環境省が使用しており、順次使用目的がなくなった農地から返却を受け営農再開を予定している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

平坦な優良な農地であることから、ほ場整備により農地の集約化を行い、効率的な農業経営を進めていく。担い手は地域農業者を主とするが、担い手が決まらない農地については外部法人の参入も検討し、不耕作地とならないよう地域全体で良好な営農が行えるよう計画を定めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	140 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	115 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・請戸地区(請戸、中浜、両竹)をエリアとし地域計画の策定を進めていくが、一時保管場所として環境省が使用している農地は返還後、順次区域に含めることとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほ場整備により農地の大区画化を行い、効率的な農地の活用により集約を実現していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備により対応していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。